

公 告

長崎県有財産の売却

下記県有財産を一般競争入札により売り払いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告します。

令和8年1月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 売却する物件

No.	物件番号	財産の名称	所在及び地番	区分	種目構造	面積(m ²)	最低売却価格(円)
1	R07職厚01	職員独身寮（明誠寮）	平戸市田平町大久保免字數田1305番4	土地	宅地	1,195.15	8,370,000
2	R7道維01	廃道敷（旧一般県道昭和馬町線）	長崎市西山3丁目191番33	土地	公園	238.16	19,580,000
3	R07用地01	旧用地基金保有地（佐世保市相浦町）	佐世保市相浦町1649番	土地	宅地	117.65	2,450,000
4	R07用地02	旧用地基金保有地（長崎市平山町）	長崎市平山町1163番1、1172番1、1173番1	土地	雑種地	512.71	7,620,000
5	R7教環01	長崎明誠高校公舎	長崎市西海町字江保崎1776番343	土地建物	宅地 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	654.54 220.02	328,000
6	R7教環02	佐世保商業高校公舎	佐世保市瀬戸越1丁目1945番2	土地	宅地	314.50	9,150,000
7	R07長警02	時津警察署浜田職員公舎	西彼杵郡時津町浜田郷字長田692番5	土地建物建物物置物置物置	宅地 コンクリートブロック造陸屋根2階建 コンクリートブロック造陸屋根2階建 木造スレート葺平家建 木造スレート葺平家建 木造スレート葺平家建	865.89 108.10 270.24 9.93 6.62 3.31	29,490,000

※ 最低売却価格とは、あらかじめ長崎県が定めた予定価格で、これを下回る価格では売却できません。

◎ 売却物件に関するお問い合わせ先

- 上記 No.1 : 職員厚生課 厚生班 TEL:095-895-2161 FAX:095-895-2551
上記 No.2 : 道路維持課 管理班 TEL:095-894-3142 FAX:095-820-0683
上記 No.3,4 : 用地課 調整・管理班 TEL:095-894-3121 FAX:095-894-3465
上記 No.5~6 : 教育環境整備課 県立学校施設班 TEL:095-894-3325 FAX:095-894-3471
上記 No.7 : 装備施設課 管財係 TEL:095-820-0110(内線 2290) FAX:095-826-3488

2 競争入札参加資格

- 1 どなたでも参加できます。ただし、次の方は入札に参加できません。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人又は被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
 - (3) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号。以下同じ。）第33条第7項の規定に該当する者。
 - (4) この公告の日から6の(4)の開札（入札確定）日時までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。
 - (5) K S I 官公庁オークション利用規約に定められている利用資格を有さない者。

3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

(1) 参加仮申し込み

一般競争入札に参加しようとする者は、下記に示す期間にK S I 官公庁オークションのサイトにおいて、提供される公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という）により参加仮申し込みの手続きを行ってください。
(K S I 官公庁オークション <https://kankochou.jp>)
なお、代理人による公有財産売却への参加はできません。

参加仮申込期間：令和8年1月14日（水）13：00～令和8年2月3日（火）14：00まで

(2) 参加申し込み（本申し込み）

公有財産売却システムにより仮申し込みを行った後、長崎県のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、印鑑登録証明書（印鑑証明書）及び誓約書を1通添付のうえ、令和8年2月3日（火）17：00までに長崎県管財課に持参または郵送（簡易書留）してください。なお、共有名義で申し込みされる場合は、共有合意書（様式第10号）及び共有者全員の印鑑証明書を添付してください。

※郵送（簡易書留）の場合は令和8年2月3日（火）の消印有効

（送付先） 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県総務部管財課財産活用班 宛

「県有財産売却一般競争入札参加申込書在中」

4 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、長崎県が定めた入札保証金を指定された納付方法（参加申し込み後にお知らせします。）により、令和8年2月12日（木）15：00までに納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後に還付する（申請により契約保証金に充当する場合を除く）。

5 長崎県インターネット公有財産売却ガイドライン及び契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県総務部管財課

(2) 期 間

令和8年1月14日（水）から令和8年2月3日（火）（ただし、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く）までの9：00から17：00まで。ただし、令和8年2月3日（火）にあっては14：00までとする。

6 現地説明、入札の場所及び期間

(1) 現地説明会

実施しません。事前に入札物件をご自身で確認し、現況及び諸規制に熟知したうえで入札してください。

(2) 入札の場所

公有財産売却システムによる。

(3) 入札期間

令和8年2月17日（火）13：00から令和8年2月24日（火）13：00まで。

(4) 開札（入札確定）日時

令和8年2月26日（木）17：00

7 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

※郵送による入札書の提出は認めない。

8 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和8年3月4日（水）までに契約を締結するとともに、長崎県が定めた契約保証金を納付しなければならない。

9 売払代金に関する事項

契約を締結したものは、当該契約締結の日から30日以内に長崎県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

10 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者が同一物件に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 資格を受けた者が行った入札であっても、入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。
- (10) 入札者が長崎県インターネット公有財産売却ガイドラインに違反したとき。

11 落札者の決定方法

入札期間終了後、長崎県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システムによる入札において入札価格が予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。

12 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 契約条件

入札の物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、次に掲げる制限を付します。

① 落札者は、売買物件を長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第3号に定める暴力団事務所の用に供し、又は供させてはならない。

② 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供し、又は供させてはならない。

(注) 上記①又は②の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を違約金として長崎県に支払わなければならない。

14 その他注意事項

(1) 売却物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っておりません。

(2) 契約に関する費用、所有権移転登記に要する費用等は落札者の負担とします。

(3) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とします。

15 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県総務部管財課財産活用班

電話番号 095-895-2186

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(参考)

【地方自治法施行令第167条の4】

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【地方自治法第234条の2第1項 抜粋】

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【長崎県暴力団排除条例 拠粹】

(公表等)

第33条

7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

【長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱 拠粹】

(各種契約等からの排除措置)

第4条 知事は、法人等(有資格者等を含む。以下同じ。)が別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるとときは、審査会の審議を経て、各該当要件に定められた期間、当該法人等を県が行う各種契約等から排除する措置を行うものとする。

2 前項の措置を行った場合は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に定める不当要求行為対策委員会に報告するものとする。

(各種契約等からの排除措置の公表)

第5条 知事は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

(法人等への通知)

第6条 知事は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第7条 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。

2 契約担任者は、入札参加を認められた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。

4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

別表1

措置要件	期間
1 法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。	通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
3 法人等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
4 法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
5 法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
6 有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかわらず、警察へ届け出なかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。
7 県との契約に関し、有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県へ報告しなかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。